

郵送での手続きをご希望の方へ（茨城県）

茨城県に提出する一部の申請又は届出については、郵送による手続きが可能です。

詳細な手続き方法については、次のとおりです。

1 郵送による申請・届出の方法について ※

- 必要な書類を、事業所（店舗、営業所等）所在地を管轄する保健所の衛生課あて、**必ず簡易書留で郵送**してください。
- 昼間連絡のつく電話番号と担当者名を申請書余白等にご記載ください。
- 書類により受付できない場合は、再度簡易書留で提出をお願いするか、受付窓口へ来ていただく場合がありますのでご了承ください。
- 郵送による免許証等の交付を希望される方は、「**2 郵送による許可証等の交付について**」を併せてご確認ください。

2 郵送による許可証等の交付について ※

- 申請に必要な書類と併せて、**返信用封筒**〔角2型封筒（免許証等の大きさにより異なる場合があります。）に宛先を記入し、簡易書留に必要な額の切手を貼ったもの〕を提出してください。
- 郵送により免許証等に折れが生じる場合がありますのでご了承ください。

※郵送中のき損、紛失については、責任を負いかねます。